令和8年度・第6回農業委員会総会議事録

開 催 日　　令和８年９月２５日(金)　13:00～

開催場所　　ＳＳプラザ川内　３０１～３０３会議室

出席委員（１８名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	囲　孝行	2	中原　良治	3	下茂　正憲
4	田島　洋輝	5	乙須　紀文	6	新屋　純子
7	~~永留　智史~~	8	小園　光男	9	西　裕一郎
１０	梶原　拓二	１１	岩永　文子	１２	薬師寺　しげ子
１３	礒道　博和	１４	木場　祐二郎	１５	小城　義己
１６	有馬　康夫	１７	山路　一浩	１８	豊田　孝之
１９	別府　生次				

欠　　員（０名）

欠席委員（１名）

遅刻委員（０名）

出席推進委員（１８名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
２１	前田　千代子	２２	福壽　久雄	２３	萩元　輝彦
２４	紺屋　裕之	２５	井ノ下　正明	２６	鬼塚　幸男
２７	上小川　文男	２８	田中　浩徳	２９	竹田　栄次
３０	森園　知	３１	辻　孝一郎	３２	古川　梓
３３	~~濵田　守~~	３４	馬渡　義文	３５	~~永吉　康之~~
３６	春田　実	３７	早﨑　麻美子	３８	青﨑　昌己
３９	~~中川　大樹~~	４０	廣庭　吉辰	４１	徳永　正幸

欠席推進委員（３名）

事務局出席者　森局長・梶原代理・福永主幹・長沼Ｇ長・田上Ｇ員・西薗Ｇ員

薩摩川内市農業委員会会議規則第１４条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録署名者　　１１番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

　　１２番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録作成者　　局長代理＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和８年度・第６回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

１　報　告

報告第　１４　号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第　１５　号　非農地証明発行の専決処分について

２　議　事

議案第　５１　号　農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（区分変更）の意見決定ついて（知事処分）

議案第　５２　号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第　５３　号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第　５４　号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第　５５　号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請請承認について（知事処分）

議案第　５６　号　非農地証明願承認について

議案第　５７　号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第　５８　号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第　５９　号　農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

３　その他

⑴ １０月総会の日程について

⑵ その他

【開始１３：００】

議　　長　　第５回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議　　長　　ただ今から、第６回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局　　長　　委員の出席状況について、報告いたします。
定数１９名、現在員数１９名、出席委員１８、欠席委員は１名で、７番、永留智史委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は１８名です。
欠席委員は３名で、３３番：濵田守委員、３５番：永吉康之委員、３９番：中川大樹委員であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議　　長　　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議　　長　　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

議　　長　　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

梶原代理　　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の１ページをお開きください。
８月３１日、９月１日の２日間、鹿児島県農業委員会女性委員の会総会及び研修会が、いちき串木野市で開催され、女性委員及び事務職員が出席しました。
４日、鹿児島県農業会議　令和８年度第１回臨時総会が、マリンパレス鹿児島で開催され、会長が出席しました。
８日と９日がそれぞれ定例の現地調査です。
１４日、第５回運営委員会が開催され、会長以下、運営委員が出席しております。
１７日、地域別農業委員会最適化推進会議が、阿久根市民

交流センターで開催され、農業委員、推進委員、事務局が出席しました。

そして、本日、第６回農業委員会総会が、ＳＳプラザせんだいで開催となっております。以上、説明を終わります。

議　　長　　８月３１日から９月１日で鹿児島県農業委員会女性委員の会総会及び研修会に女性委員の方々出席しておりますので、代表して、薬師寺委員にご報告をお願いします。

薬師寺委員　１２番、薬師寺が、８月３１日、９月１日、鹿児島県農業委員女性委員の会が、今年の当番で鹿児島地区でした。いちき串木野市シーサイドガーデンホテルにおいて、女性委員５名、田上職員６名で主席しましたので、報告いたします。

農業委員改選で農業委員１０６名、最適化推進委員４５名、１５６名の女性委員になりました。

今回の出席者は７６名で、ほかの研修会があったり、台風の影響で島の方が出席できないことで、ちょっと人数は少なったようです。

各支部の会長に北薩支部の薩摩町、曽於支部の大崎町、大島支部の[redacted]さん、三名が今回から支部会長になられたようです。まず、議事の中で、今回の改選で辞められた副会長の補欠選挙があり、肝付支部の鹿屋市の方が選任されました。

その後研修会があり、[redacted]さんの長年の委員活動を振り返っての事例発表、講師で南さつま市長の自分の生き方など、歌を交えての元気をもらえた講演でした。

グループワークもありましたが、自由トークで農地中間管理機構のタブレット活用活動、農地利用最適化推進委員の活動内容、役割など、どの班も活発で、時間が足りないぐらいの話合いでした。

２日目は、[redacted]、いちきえびす市場等の研修でした。交流会もあったりで、有意義な２日間の研修会でした。以上です。

議　　長　　以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してもよろしいでしょうか。

委　　員　　（はいの声あり）

議　　長　　ご異議ございませんので、
１１番：岩永　文子（いわながふみこ）委員、
１２番：薬師寺しげ子（やくしじしげこ）委員、
にお願いいたします。それでは、さっそく、会次第　　５の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第１４号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　報告第１４号を説明いたします。資料は２ページをから５ページご覧ください。今月の合意解約は受理番号１１３番から１２６番までの１４件で、登記地目 田２１筆１５，０８４㎡、畑７筆１１，４３３㎡、合計２８筆２６，５１７㎡の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は４件です。薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第３号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第１１号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第１４号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第１４号を終ります。
次は、報告第１５号「非農地証発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　報告第１５号を説明いたします。資料は６ページから９ページをご覧ください。今月の証明発行願いは、受理番号７２番から８２番までの１１件で、登記地目 田２５筆１４，６９９㎡、畑１３筆６，８８６㎡、合計３８筆２１，５８５㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。何れも農地法第２条第１項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準５の規定により処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第１５号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第１５号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第１５号を終ります。

それでは、会次第６の議事に入らせていただいます。

議　　長　　まず、議案第５１号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（区分変更）の意見決定について」を議題といたします。

なお、関連があります「議案第５２号、受理番号５番」をあわせて議題とします。

事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第５１号の提出状況を報告いたします。

資料は、１０ページをご覧ください。

今月は、受理番号１番までの１件で、登記地目　畑１筆１，７９３㎡の申請がありました。

以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調

査員の報告をお願いします。

梶原委員　　１０番、梶原が、議案第５１号１番及び議案第５２号５番を報告します。

９月８日、萩元推進委員と事務局　森・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。

堆肥舎の建設を計画しましたが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地利用計画一部変更（区分変更）をしたく申請されるものです。

用途区分変更見込みについては令和８年１２月頃と確認しております。

用途区分変更後も農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当します。議案第５２号５番と同時申請であり、転用目的は堆肥舎となります。

議案第５１号１番については、現地調査の結果、農業振興地域の整備に関する法律第６条２項に規定する要件を満たしていることから変更が相当と判断しました。

議案第５３号５番は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。

議案第５１号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第５１号は、原案のとおり承認

されましたので、意見を付して、薩摩川内市長に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第５２号、受理番号５番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第５２号、受理番号５番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第５２号「農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第５２号の提出状況を報告いたします。
資料は、１１ページから１２ページをご覧ください。
今月は､受理番号５番から７番までの３件で､登記地目　畑４筆２，４２３㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員　　２番、中原が、６番を報告します。９月９日、永吉推進委員と事務局　長沼･西薗職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
申請地の現況は、施工済みでコンクリートで舗装されていました。転用目的は通路となります。
また、施工済みのため始末書が添付されています。残地については、一般住宅を建築する計画であり、議案第５５号６７番と同時申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載し

てあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

梶原委員　１０番、梶原が、７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。
農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅になります。申請地は一般住宅の基準である５００㎡を超過しておりますが、申請地の南側および東側の一部に法面・法肩部分が含まれており、１１４．７３㎡は宅地として使用することができません。
転用面積５８１㎡から建築後退部分：１１４．７３㎡を差し引き、有効利用面積は、４６６．２７㎡となります。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　員　（なしの声あり）

議　長　ないようですので、採決いたします。
議案第５２号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　員　（全委員挙手）

議　長　賛成全員であります。議案第５２号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第５３号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転･売許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第５３号の提出状況を報告いたします。
資料は、１３ページから１６ページをご覧ください。
今月は、受理番号５８番から６４番までの７件で、登記地目　田３筆１，４８２㎡、畑６筆２，１６１㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員　　１５番、小城が、５８番から６０番を報告します。９月９日、春田推進委員と事務局　梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、５８番ですが、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。転用目的は特定建築条件付き売買予定地(２区画)となります。
次に、５９番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は宅地分譲(１区画)となります。
次に、６０番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は宅地分譲(４区画)となります。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

中原委員　　２番、中原が、６１番から６２番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につき

ましては、備考欄をご参照ください。
まず、６１番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。残地については、転用実行者が３条取得予定であり、議案第５７号６５番と同時申請です。
次に、６２番ですが、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。転用目的は店舗となります。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

新屋委員　６番、新屋が、６３番から６４番を報告します。９月８日、森園推進委員と事務局　福永・西薗職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、６３番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。
次に、６４番ですが、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。転用目的は駐車場となります。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　ないようですので、採決いたします。
議案第５３号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第５３号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第５４号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第５４号の提出状況を報告いたします。
資料は、１７ページをご覧ください。
今月は、受理番号６５番、６６番の２件で、
登記地目　田１筆５２６㎡、畑１筆４０５㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員　　１５番、小城が、６５番及び６６番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、６５番ですが、申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。転用目的は一般住宅となります。仮換地実測面積は３０２．４３㎡です。
次に、６６番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案第５４号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第５４号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第５５号「農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第５５号の提出状況を報告いたします。
資料は、１８ページをご覧ください。
今月は、受理番号６７番の１件で、登記地目　畑１筆１０８㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員　　２番、中原が、６７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。
また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。２８１３番２　宅地　６１１．４４㎡と一体利用で、総面積は７１９．４４㎡です。申請地は一般住宅の基準である５００㎡を超過しておりますが、申請地の西側および北側に約３ｍのがけ地があり、４１２．８４㎡は宅地として使用することができません。
転用面積７１９．４４㎡から建築後退部分：４１２．８４

㎡を差し引き、有効利用面積は、３０６．６０㎡となります。
また、議案第５２号６番と同時申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　ないようですので、採決いたします。
議案第５５号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　（全委員挙手）

議　　長　賛成全員であります。議案第５５号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　次に、議案第５６号「非農地証明願承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　議案第５６号の提出状況を報告いたします。
資料は、１９ページをご覧ください。
今月は、受理番号４１番から４２番までの２件で、登記地目　田６筆３，４５６㎡、畑２筆１，２９６㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木場委員　１４番、木場が、４１番を報告します。９月８日、鬼妻推

進委員と事務局、梶原・北之迫職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

４１番は、申請地の現況は、平成３０年に相続してから耕作しておらず原野・山林化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

礒道委員　１３番、礒道が、４２番を報告します。９月３日、廣庭推進委員と甑島振興局、井上職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

４２番は、申請地の現況は、平成８年以前から耕作しておらず原野・山林化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

議　　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　ないようですので、採決いたします。

議案第５６号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　（全委員挙手）

議　　長　賛成全員であります。議案第５６号については、原案のとおり承認いたします。

議　　長　次に、議案第５７号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　議案第５７提出状況を報告いたします。

資料は、２０ページから２４ページをご覧ください。
今月は、受理番号６４番から７５番までの１２件で、登記地目　田２５筆１４，６１４㎡、畑１１筆８，３７４㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員　１５番、小城が、６４番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
申請地の現況は畑であり、耕作されていませんでした。そのため、５年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
新規営農のため、営農計画書が添付されております。新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。
従いまして、申請地は農地以外の目的で売買されるものではありません。
以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

中原委員　２番、中原が、６５番から６７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、６５番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。新規営農のため、営農計画書が添付されています。また、議案第５３号６１番と同時申請です。
次に、６６番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。新規営農のため、営農計画書が添付されています。

次に、６７番は、申請地の現況は、田であり、耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

木場委員　　１４番、木場が、６８番から７０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、６８番は、申請地の現況は、田および畑であり、1571番２を除く、田の５筆、1737番の畑は耕作されておりました。

田1572番２と畑1572番２は耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、水稲及び野菜等を栽培予定です。

次に、６９番は、申請地の現況は、田および畑があり、田の２筆は耕作されていませんでしたが、管理されていました。畑1491番は耕作されておりました。権利取得後は、水稲および茶を栽培予定です。

次に、７０番は、申請地の現況は、畑で茶畑として耕作されていました。権利取得後も、茶を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

梶原委員　　１０番、梶原が、７１番を報告します。調査日・調査員は

先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は畑であり、保全管理されていました。権利取得後は、そばを栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、申請地は農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

新屋委員　６番、新屋が、７２番から７４番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、７２番は、申請地の現況は、田であり、耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。次に、７３番は、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。

次に、７４番は、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれも申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

磯道委員　１３番、礒道が、７５番を報告します。調査日・調査員は

先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、田および畑であり、1161 番 1 と 1524 番 1 は耕作されていませんでしたが、その外は、耕作、または管理されておりました。

権利取得後は、水稲及び野菜等を栽培予定です。新規営農のため、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、申請地は農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。

議案第５７号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第５７号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第５８号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第５８号の提出状況を報告いたします。

資料は、２５ページから２６ページをご覧ください。
今月は、受理番号７６番までの１件で、登記地目　田５筆３，５３５㎡、畑７筆３，８９５㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員　１５番、小城が、７６番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
７６番は、親子間の贈与です。現況は田・畑であり、耕作及び保全管理されていました。
権利取得後は、田は水稲、畑は野菜等を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。
従いまして、申請地は農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　ないようですので、採決いたします。
議案第５８号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　（全委員挙手）

議　　長　賛成全員であります。議案第５８号は、原案のとおり許可

することに決定いたします。

議　　長　　次は、議案第５９号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹　　議案第５９号を説明いたします。資料は２７ページから３３ページをご覧ください。今月の申請は、田：４５，３２７㎡、畑１７，９９１㎡、合計６３，３１８㎡の申請がありました。
中間管理権設定２９件中、認定農業者等に係る分は１６件です。
申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終ります

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。議案第５９号につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第５９号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議　　長　　以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
次は、会次第７のその他に入ります。

１０月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原代理　　１０月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

８日（木）が支所地域の現地調査、９日（金）が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑島地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は３班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前８時３０分までに農業委員会事務局にご集合ください。次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の１０月総会は、１０月２６日（月）午後１時から、ＳＳプラザ川内の３階第３０１から第３０３会議室を予定しています。また、裏面は１０月から１２月の行事予定を記載してあります。

先にお配りした行事予定から変更や追加のあった箇所は網かけしておりますので、ご確認をお願いします。

主な行事について、説明いたします。

１０月１日（木）に令和８年度農業者年金加入推進特別研修会が、マリンパレスかごしまで開催されます。

また、１１月に予定しております本市の先進地研修につきましては、地震の影響を心配しておりましたが、受入れ先に確認し、予定どおり実施いたします。後でご説明いたします。

１１月１２日、１３日に鹿児島県各市農業委員会連絡協議会が、枕崎市で開催されます。令和９年度は、本市が当番となりますので、本来、会長と局長が出席ですが、私も出席し、会の流れを勉強してまいります。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　そのほかに、全体的に何かございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　事務局から何かございませんか。

①【資料１】令和８年度薩摩川内市農業委員会先進地研修について
②【資料２】「令和８年熊本地震義援金」について

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　そのほかに、ほかに何かございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　これをもちまして第６回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原代理　　皆さん、ご起立下さい。
　　一同、礼
　　「閉　会」　　【終了　１４：３０】予定

梶原代理　　皆さん、ご起立下さい。
　　一同、礼
　　「閉　会」
　　【終了　１４：１５】